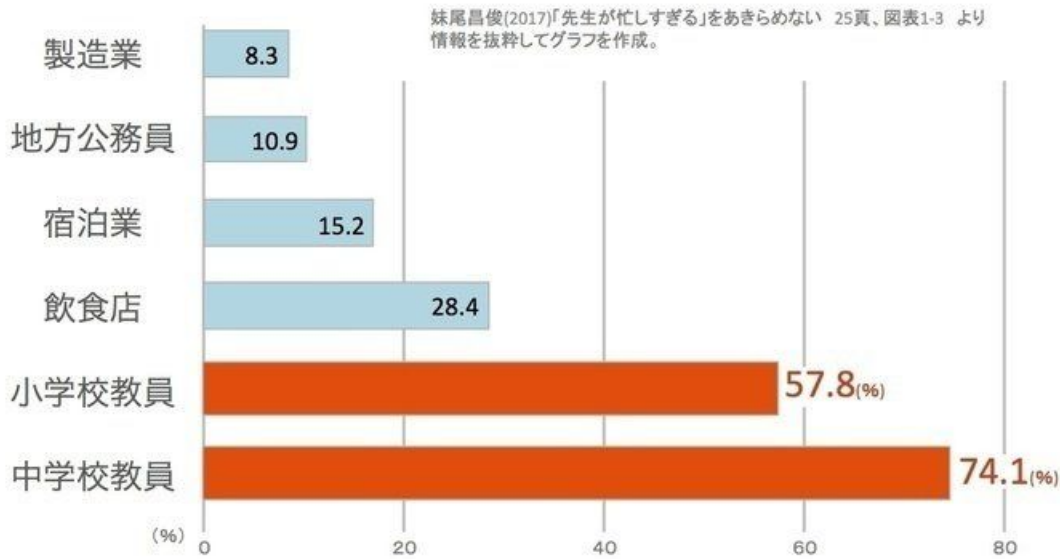


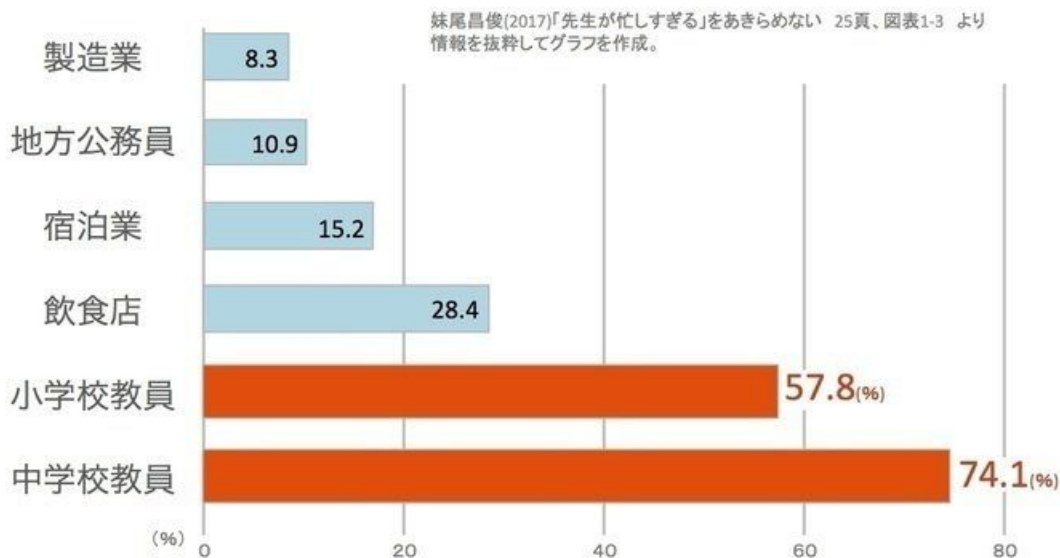
過労死ライン越えの職員



※給特法によると、教員の残業は「存在しない」。時間外は「自ら望んでやっている」

子どもたちに教育の質を保障する為 ブラック残業の見直しを！ 教員の残業代ゼロ法「給特法」を改正して下さい！

過労死ライン越えの職員



※給特法によると、教員の残業は「存在しない」。時間外は「自ら望んでやっている」

4,699 人が賛同しました。もう少しで 5,000 人に到達します！



発信者: [現職教員 斉藤 ひでみ](#) 宛先: [総理大臣、国会議員、中教審、文科大臣、厚労大臣、総務大臣、財務大臣](#)

私は、現職教員です。
学校に勤めて6年、毎年のように心の病で倒れる同僚を見てきました。
このままでは教育の質は保障できない...生徒に申し訳なく感じます。

現場は今、相当に疲弊しています。
教員の日常、有名な話が「トイレに行く時間もない」「食事の時間は5分」。
国の調査では、中学校教員の一日の休憩時間は約10分でした。
家に帰っても授業準備、テスト作成、採点...

国会では、いわゆる残業代ゼロ法案が議論されていますが、公立教員の残業代ゼロ法“給特法”は、すでに50年前に制定されました。
それが、どのような結果をもたらしたのか...。
画像の通り、どの業種よりも酷い時間外労働が発生しています。
小学校教員の5割以上、中学校教員の7割以上が過労死ラインです。

ブラック部活が問題になっていますが、部活のない小学校でも過酷な時間外労働が発生しているのです。
なぜでしょうか。
その鍵となるのが、給特法です。
現状とかけ離れた給特法は、すぐにでも抜本改正して欲しいと訴えます。

私は、教員のことだけを考えているのではありません。
学校はブラックだということが認知されてきました。
教員志望者は減る一方です。
採用倍率の低下は、確実に教育の質を落とします。
教員の不祥事も、ますます増えることになると思います。
このような学校に、大切な子どもを通わせる事ができるでしょうか。
国の根本が揺らいでいる事態であると、現場にいて日々感じます。

[\(朝日新聞\)教員養成系学部倍率4.0倍→3.7倍に](#)

▼給特法って何？なぜ残業が増えるの？

給特法は、1971年に制定された法律です。
この法律で「原則として教員には時間外勤務を命じない」が決まりました。
当然、残業代は発生しません(代わりに月給の4%が教職調整額という名目で支給されています)。

しかしこの数十年、学校への要求は肥大化し、「やらなければならないこと」が増えていきました。
このやらなければならない残業を、給特法は「教員が好きでやっていること」と規定するのです。
教員は定額4%の固定残業代でいくらでも働かせる事ができると、管理職も業務削減への意識を持ちません。
こうして、時間外労働は無限に広がっていきました。

問題は、残業時間だけに留まりません。
これは勤務ではなく教員が好きでやっていること。
だから過労で倒れても、不幸にも亡くなったとしても、それは自己責任だとされています。

公務災害が認められることはほとんどありません。
裁判所も教員を守ってくれません。

▼私が訴えたいこと

安倍総理、並びに国会議員の皆さんに訴えます。
国の未来は教育にかかっています。
教育無償化も大切ですが、教育を担う教員の過酷な労働環境を、見て見ぬ振りをしないで下さい。

働き方改革国会と言うのであれば、教員の働き方にもメスを入れて下さい。
長時間労働を抑制するよう、給特法を改めて下さい。

中教審、文科省の皆さんに訴えます。
学校の働き方改革と言うのであれば、給特法の抜本改正に向けた議論を行なって下さい。

これをご覧になって下さった皆さん、お願いします。
このままでは、日本の公教育は衰退します。
しかし...私は、諦めたくはありません。
教員の長時間労働の根源である給特法の改正に、力を貸して下さい。

【呼びかけ人】

斉藤ひでみ 公立学校教員

[斉藤のツイッター](#)

[斉藤の紹介記事](#)

【呼びかけ賛同人】五十音順

内田良 名古屋大学准教授

大内裕和 中京大学教授

工藤祥子 全国過労死を考える家族の会 公務災害担当

高須裕彦 法政大学特任研究員

苫野一徳 熊本大学准教授

長沼豊 学習院大学教授

広田照幸 日本大学教授

山口俊哉 過労死遺族

【給特法改正の具体的提案】

▼求める改正後の姿

- ① 長時間労働が抑制されるような改正が必要です。やらざるを得ない残業は、残業と認めて下さい
- ② 残業には労基法で定められた残業代を支払う等、十分な措置をとって下さい
- ③ 残業時間には上限を設定して下さい
- ④ 部活動顧問については教員の本来業務ではないと明確にし、顧問をする・しないの選択権を保障して下さい
- ⑤ 給特法が改正されるからと言って本来残業はあってはならず、管理職が労務管理をきっちりと行なうべきことを明記して下さい

▼このような改正は求めません

- ① やらざるを得ない残業が残業と認められないこと
- ② 教職調整額を増やすだけの、現状を追認するような小幅改正
- ③ 給特法改正に伴って部活動顧問を正式な職務とし、望まない教員に顧問の残業命令が行われること

【もっと給特法について知りたい方へ】

[給特法の問題が分かる動画](#)

[給特法の問題が分かる記事1](#)

[給特法の問題が分かる記事2](#)

[給特法の問題が分かる記事3](#)

.....

【署名をしたいけど名前が出るのは...という方へ】

自分の情報を公開しないで署名する方法があります。

1. change.orgアカウントでログインした場合